

財団法人まちづくり市民財団  
平成25年度事業計画  
(平成25年1月1日～12月31日  
ただし、特例民法法人の期間中)

25年度中に新法人に移行した場合新法人に事業を継承するものとする。

(基本財産取崩の総務省許可を停止条件とする)

1. まちづくり人応援事業 総額10,000,000円

平成23年3月に発生した東日本大震災による被害の復興には、なお多くの年月がかかることが実感され、当財団は兄弟財団である(財)地球市民財団と共同でノウハウや人材情報、共同事業の資金供給において協力体制を取ってきた。

また、昨年来実施しているように、金銭的な援助にもまして、東北復興に向けては、リーダーシップをとる人材の育成が重要なこと、反面震災の影響で一般のまちづくり活動をしているボランティア組織に寄付金等が集まらず、資金ショート傾向が出てきている点を考慮し、昨年に引き続き従来の一般公募における「まちづくり人応援助成金事業」と、

被災地復興活動にかかわる地域リーダー育成を目的とした「被災地復興リーダー育成支援」を軸に、人材育成と専門性を重視しながら、震災後3年目を迎える日本のまちづくり需要に対応する事業とする。

また、平成24年度中には諸般の事情で基本財産の取り崩しに至らなかったため、平成25年度においてはあらためて基本財産取り崩し許可を前提として所期の事業達成を目指す。なお、当財団は平成25年度中に新法人への移行申請を終える必要があり、当事業計画は、新法人への移行までの特例民法法人の期間の事業計画とする。また、年度途中に新法人に移行した場合は、新法人に進捗中の事業計画を継承すべく事務手続きを行う。

助成金交付事業(一般公募)

日本青年会議所ボランティアメンバーの体制が整う適切な時期を勘案し、1月末日までに企画委員・事務局と専務理事の協議により募集期間と具体的テーマを決定し、2月に募集要項とともにホームページ上で公開する。正式な選考委員会は締め切り1、2か月後程度をめどに開催し、開催日は後日決定する。最終助成先の決定は、理事会が選考委員会に委任して行う。

助成金選考トレーニング及び現地調査

青年会議所ボランティアメンバーに対し、財団役員による助成申請案件の事前審査を行うための基礎的なトレーニングプログラムを実施する。また、必要に応じ助成先の現地調査

を行う。

リーダー育成事業（日本青年会議所人間力大賞との協働）

日本青年会議所の行う人間力大賞に協力し、まちづくり財団賞を授与する。

各青年会議所，NPOが行う復興公益活動に対する継続支援事業

各申請案件を随時募集し、中台評議員を中心とする企画委員および事務局の選考推薦に基づき専務理事の決裁により支出する。

まちづくりなどの公益活動を行う非営利組織に対する健全な運営に向けての指導及び支援

上記 一般助成については、暫定的に従来の年間平均助成額500万円程度を一応の目安とし、定められた期間中に1回のみ募集をする。

ただし、平成23年の震災発生以来、一般公募助成事業の選考プロセスを大きく変更する天災が起こる可能性が常にあることを考慮し、の助成事業予算総額を過去の実績に基づき10,000,000円とし、内外の災害が発生した場合、一般助成金選考委員、企画委員、専務理事、事務局の協議により、に充当する金額の割合を事業予算の範囲内において変更することがある。

また、予算の範囲で賄えない規模の緊急災害が生じた場合は、専務理事の判断により予備費からの追加支出を適宜実施することがある。

## 2. 広報関連事業

2,000,000円

### (1) 機関誌「まちTOWNS」の発行・配布

事業報告として、各地青年会議所、まちづくり団体、中間支援組織、図書館などに配布する。また、ホームページとも連動して、より多くの市民が情報に接することが出来るようにする。

### (2) 広報活動（人間力大賞運営への協力など）

公益目的事業として人間力大賞に協力し、財団賞の授与や選考協力を通じ、将来のまちづくりに資する青年を発掘・育成する。

## 3. 情報化推進事業

1,200,000円

情報のデータベース化、ネットワーク化、インターネット及びEメールの有効活用化を推進する。

4 . 緊急災害支援事業費 1,000,000円  
東日本大震災以外の国内における緊急災害に対する支援。専務理事決裁において支出する。

5 . その他事業

- ・ 日本 J C 京都会議等における P R
- ・ 理事会・評議員会の開催
- ・ 企画運営委員会の開催
- ・ 公益法人改革への対応の検討  
新法人の認可準備、申請、移行
- ・ その他財団の目的達成に必要な事業の実施

予備費 2,000,000円  
事業計画の範囲で対応できない程度の予測不能な激甚災害が新たに国内外に生じた場合などの事態に対応するための資金および、事業管理等に充てるため予備費を設ける。